

群監第 30214-5 号
令和 7 年 9 月 8 日

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県監査委員	石 原 栄 一
同	平 田 稔
同	井 田 泉
同	森 昌 彦

令和 6 年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度群馬県内部統制評価報告書について審査した結果は、別紙のとおりです。

令和6年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見書

1 審査の対象

令和6年度群馬県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

群馬県知事（以下「知事」という。）が作成した令和6年度群馬県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかを主眼に、次の観点から審査を行った。

（1）評価手続に係る審査

- ア 評価範囲とした内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

（2）評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- イ 整備上の重大な不備がある場合、評価基準日までに是正されたか。

3 審査の実施内容

（1）審査の対象となる内部統制の評価範囲

- ア 財務に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 公文書管理に関する事務
- エ 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務

（2）審査の実施方法

令和6年度群馬県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、群馬県監査委員監査基準（令和2年群馬県監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係部局等に資料の提出及び説明を求めるとともに、監査等によって得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度群馬県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

5 審査の意見

評価報告書によると、評価対象期間における内部統制の不備は、前年度と比べて整備上の不備は減少したが、運用上の不備が増加している。

また、監査委員による監査の結果、内部統制の自己評価では所属が認識していなかった留意改善事項も前年度同様見受けられる。

内部統制制度の導入から5年が経過したが、依然として不備が多数確認されている。県民から信頼される行政運営を確立するため、次の事項に留意の上、引き続き内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。

(※) 令和6年度群馬県内部統制評価報告書【附属資料】から

整備上の不備 令和6年度 18件（うち重大な不備0件）

令和5年度 23件（うち重大な不備0件）

運用上の不備 令和6年度 142件（うち重大な不備26件）

令和5年度 131件（うち重大な不備20件）

(1) リスク発生防止の徹底について

県・県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせた、運用上の「重大な不備」については、財務に関する事務における不備が4件、個人情報保護に関する事務における不備が22件、計26件であり前年度の20件から大きく増加した。改めて情報管理の徹底や職員の更なる資質向上等により、リスク発生の防止に向けて全庁的な取組を徹底されたい。

重大とはならなかった運用上の不備については、チェック体制（確認不足、ケアレスミス）の不備を起因とするものが多くを占めており、前年度と同様の不備も散見された。職員の一層の意識の醸成を図るとともにチェック体制を更に強化するなど効果的な再発防止策が強く望まれる。

群馬県独自の取組である個人情報保護に関する事務については、重大な不備に該当する件数が昨年から更に増加している。個人情報の取扱いについては、安全管理に万全の注意を払う必要があり、特に大量の個人情報や要配慮個人情報等の秘匿性の高い個人情報を取扱う所属においては、より厳格な管理が求められるところである。個人情報の漏えいは、理由の如何に関わらず県民の県政に対する信頼を損なうことになるため、職員の一層の意識啓発を含め効果的な未然防止策をとることが望まれる。

(2) 部局におけるリスクマネジメントの強化について

内部統制を有効に機能させるためには、組織や職員一人ひとりが、内部統制への理

解を深め、主体的に取り組むことが不可欠であるが、そのためにも、「内部統制責任者（部局長）」や「内部統制推進員（所属長）」によるリスクマネジメントが重要となる。

共通の業務を行う所属で発生又は発生する可能性が高いリスクへの対応策について、部局内で共有を図り効果的に取り組んでいる事例もあることから、「内部統制責任者」である部局長や「内部統制推進員」である所属長は、部局内はもとより全庁で発生した内部統制の不備や、個別リスク対応策の整備状況等について情報共有を図るなど、内部統制が有効に機能するよう更に努められたい。

また、内部統制推進部局は、全部局に対し情報を提供して情報の共有や活用を推進するなど、部局との連携体制を強化し、より適切な整備・運用に努められたい。

（３）その他

監査の結果、リスク一覧に記載がない留意改善事項も認められたことから、今後もリスクの見直しによる制度の改善を図られたい。見直しに当たっては、当局が県庁内に公開している留意改善事項データベースや総務省のガイドラインに例示されている目的別のリスクも参考に、不適切な事務等をより広く網羅するような視点で進められたい。

また、個人情報保護に関する事務の不備が増加傾向にあることから、内部統制推進部局は全庁的な課題と認識して、全所属に対して積極的に情報共有や周知啓発を行うなど、内部統制推進部局の機能強化に努められたい。

内部統制制度は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして把握・評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する仕組みである。事務ミスや法令違反等を未然に防ぐという意識が全職員に浸透しているかについては不十分な面も認められる。今後も制度を形骸化させることなく、職員への意識付けを浸透させ、内部統制制度の一層の定着や浸透を図られたい。

参考資料

1 部局別不備の状況

部局別	整備状況							運用状況							監査の状況(※)						
	R 6年度			R 5年度			R6-R5	R 6年度			R 5年度			R6-R5	R 6年度			R 5年度			R6-R5
	共通	個別	合計	共通	個別	合計		共通	個別	合計	共通	個別	合計		指摘事項	注意事項	合計	指摘事項	注意事項	合計	
	リスク	リスク		リスク	リスク			リスク	リスク		リスク	リスク									
知事戦略部		1	1			0	1	1	1	2	4		4	▲ 2			0			0	0
総務部	4		4	4		4	0	10	1	11	17	1	18	▲ 7		1	1			0	1
地域創生部	2		2		1	1	1	10		10	7	2	9	1			0			0	0
生活こども部	3		3			0	3	22		22	5	1	6	16			0			0	0
健康福祉部			0	4	1	5	▲ 5	26	2	28	31	1	32	▲ 4			0	2	1	3	▲ 3
環境森林部		1	1			0	1	10	1	11	10		10	1	1	1	2	1		1	1
農政部	2		2	8	1	9	▲ 7	27	1	28	24	1	25	3	2	3	5	3		3	2
産業経済部			0		1	1	▲ 1	4		4		1	1	3	1		1			0	1
県土整備部	4	1	5	3		3	2	21	1	22	23		23	▲ 1	3	4	7	2	6	8	▲ 1
会計局			0			0	0	2	2	4	2	1	3	1			0			0	0
知事部局 計	15	3	18	19	4	23	▲ 5	133	9	142	123	8	131	11	7	9	16	8	7	15	1

※令和 5 年度からは内部統制で不備があり改善されたものについては、原則として監査では指摘及び注意としていない。（内部統制制度の対象となっていない企業局、病院局、議会及び各種委員会は除く）

2 内容別不備の状況

内容別	整備状況							運用状況							監査の状況(※)						
	R 6年度			R 5年度			R6-R5	R 6年度			R 5年度			R6-R5	R 6年度			R 5年度			R6-R5
	共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		共通 リスク	個別 リスク	合計	共通 リスク	個別 リスク	合計		指摘 事項	注意 事項	合計	指摘 事項	注意 事項	合計	
総則			0	1		1	▲ 1	1		1	3		3	▲ 2			0			0	0
収入	1	2	3	3	2	5	▲ 2	17	3	20	14	4	18	2	3	2	5	1	1	2	3
証紙			0	1		1	▲ 1	3		3	7		7	▲ 4			0	1		1	▲ 1
支出	8		8	6	1	7	1	46		46	42	1	43	3	2	1	3	4	2	6	▲ 3
歳計外現金	1		1			0	1	3		3	3		3	0			0			0	0
契約			0			0	0	6	2	8	12	1	13	▲ 5	1	1	2		2	2	0
財産	1		1	1		1	0	3		3	2		2	1			0			0	0
物品			0			0	0			0	1		1	▲ 1			0			0	0
財務 その他	1	1	2			0	2	6	1	7	7		7	0	1	5	6	2	2	4	2
個人情報保護	3		3	4	1	5	▲ 2	42	3	45	23	2	25	20							
公文書管理			0	3		3	▲ 3	6		6	9		9	▲ 3							
合計	15	3	18	19	4	23	▲ 5	133	9	142	123	8	131	11	7	9	16	8	7	15	1

3 定期監査等における指摘事項等の状況

監査結果	件数	内 容
指摘事項 (適正を欠くと認められ、改善を要するもの)	7 件	○収入（3 件） ・ 交付金の実績報告額を誤ったため国庫金の歳入不足が生じていたもの (農政部 1 件) ・ 生産物の売払いにおいて生産物伝票を起票せず、即日指定金融機関等に払い込んでいなかったもの (農政部 1 件) ・ 県営住宅の家賃算定において入居者から過大徴収し、かつ還付加算金を支出することになったもの (県土整備部 1 件) ○支出（2 件） ・ 補助金の交付対象外経費に交付していたもの (環境森林部 1 件) ・ 工事費の支払遅延により延滞金が発生していたもの (県土整備部 1 件) ○契約（1 件） ・ 所管する指定管理者制度導入施設の監督について適正を欠くもの (産業経済部 1 件) ○工事（1 件） ・ 設計積算に誤りがあったもの (県土整備部 1 件)
注意事項 (軽易な誤りがあり、改善を要するもの)	9 件	○収入（2 件） ・ 行政財産使用料の過納金について還付手続が遅延していたもの (総務部 1 件) ・ 放送受信料値下返戻金について調定手続が遅延していたもの (農政部 1 件) ○支出（1 件） ・ 交付決定前に執行した経費を補助対象としていたため過大交付となっていたもの (農政部 1 件) ○契約（1 件） ・ 随意契約によることができる限度額を超えて随意契約を締結していたもの (農政部 1 件) ○工事（5 件） ・ 設計積算に誤りがあったもの (環境森林部 1 件) ・ 設計積算に誤りがあったもの (県土整備部 1 件) ・ 労務者等単価の運用に係る特例措置として契約変更を行っていないかったもの (県土整備部 2 件) ・ 労務者等単価の運用に係る特例措置として契約変更、また履行期限延長のための契約変更を行っていないかったもの (県土整備部 1 件)